

新興国レポート

中国 法人税減税

ハイテク企業の国外流出防止へ

- ✓ 中国政府は、5月から製造業を主な対象とした7項目からなる大規模な法人減税に乗り出した。
- ✓ 増値税の税率の引き下げにより、対米貿易摩擦による中国企業への打撃を和らげる狙いか。
- ✓ 税負担の軽減により還付された税金を、研究開発や設備購入に充ててもらうことが意図。

中国国務院（政府）は4月下旬に7項目からなる減税策を定め、5月から製造業を主な対象とした法人減税に乗り出しました。年間の減税規模は合計で4,600億元（およそ7.9兆円）超になるとみられています。3月末に実施された減税に続く新たな措置であり、今回は、中小零細企業やハイテク企業の法人税負担を引き下げました。付加価値税にあたる増値税の税率を製造業分野では17%から16%に、運輸・交通・建築は11%から10%にそれぞれ引き下げました。17、11、6%の3段階からなる税率体系は、16、10、6%としました（図表1）。

この減税策の念頭には、4月の米制裁により打撃を受けることとなったハイテク産業の下支えと、『トランプ減税』への危機感があるようです。米国と中国の現在の法人税率を比較してみると、米国が約30%（地方税を含む）、中国が25%となっていますが、社会保険料等を含めた負担は米国よりも中国の方が重くなるようです。中国政府は企業の国外流出を防ぐべく、大規模減税に乗り出したとみられます。

今回の減税策では、赤字になった中小零細やハイテク企業が欠損金を翌年以降に繰り越すことで、法人税を軽減することの出来る制度が拡充されています。欠損金の繰り延べ期間は、最大5年から同10年に延長されました。また、500万元以下の購入設備は一括償却が認められ、税金圧縮が出来るようになりました（図表1）。企業の負担を減らし、研究開発や設備購入意欲を高めることが意図のようです。上記減税策発表などを背景に、上海総合指数は回復傾向となっています（図表2）。

図表1：大規模減税で製造業の底上げをめざす

増値税の税率を下げ（減税規模2,400億元）
<ul style="list-style-type: none"> • 製造業 17% ⇒ 16%、交通運輸・建築 11% ⇒ 10% • 増値税の税率体系は17、16、6% ⇒ 16、10、6%に
中小・ベンチャーの増値税優遇の適用拡大
<ul style="list-style-type: none"> • 年間売上高を「工業50万元以下・商業80万元以下」⇒「500万元以下」に統一 • 増値税の税率を3%に下げ。ただし、仕入れにかかる増値税は差し引けない
ハイテク企業に増値税を還付
<ul style="list-style-type: none"> • ハイテク製造業などは売り上げから控除しきれない研究開発や設備購入にかかる増値税を還付
中小零細やハイテクの法人税減税（減税規模600億元）
<ul style="list-style-type: none"> • 赤字になった場合に次年度以降の税金を圧縮できる期間を最大5年 ⇒ 同10年に延長 • 500万元以下の購入設備は一括償却を認めて税金圧縮

※中国の大規模法人減税の主な内容

図表2：上海総合指数は5月より上昇傾向に転じる



出所) 図表1は各種報道、図表2はブルームバークのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>